

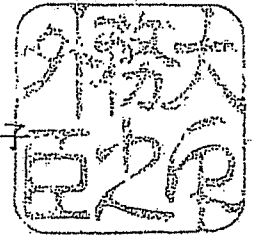


情報公開第01762号
平成15年11月28日

16
甲第
4 /
号証

様

外務大臣 川口 順子



行政文書開示決定等通知書

平成14年10月03日付けで受け付けました開示請求書により開示を求められた行政文書について、下記3. のとおり開示決定等を行いましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

なお、当該開示請求については、今回が最後の開示決定等になります。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

「日韓会談（予備会談）関係資料（1951. 10. 20-）」：交渉準備資料、交渉内容、合意事項等に関する部分

2. 開示請求番号 2002-01107

3. 開示決定等 別紙（開示請求対象行政文書一覧表）のとおり。

※ 別紙の決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申立てをすることができます。

4. 開示する行政文書がある場合の申し出について

（1）別紙に記載の決定区分が「全部開示」又は「部分開示」である行政文書について、開示の実施を希望する場合には、この通知書を受け取った日から30日以内に、必要事項を記載した「行政文書の開示の実施方法等申出書」（別添）を、開示実施方法の欄から実施の方法を選択した別紙（開示請求対象行政文書一覧表）とともに提出して下さい。

（2）なお、郵送による写しの交付を求める場合には、必要な郵送料相当分の郵便切手を必ず同封して下さい。目安となる郵送料が【参考】の箇所に記載してあります。ご参照下さい。

※ 「行政文書の開示実施方法等申出書」の記載方法、開示実施手数料の算定等については、同封の説明書＜説明事項＞をお読み下さい。

※ 開示する行政文書がある場合には、別紙は二部同封しています。一部は申し出の際の添付用、一部は貴殿の控え用です。

※ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第3項により、この通知書を受け取られた日から30日以内に申し出をされない場合には、原則、開示の実施を行いませんので、ご注意下さい。

5. 本件に関する問い合わせ先

〒105-8619 東京都港区芝大門二丁目五番五号 住友芝大門ビル 4階

外務省大臣官房総務課情報公開室

電話：03-6402-2976

FAX：03-6402-2975

※ 本件に関するお問合せの際には、上記2. の開示請求番号をお知らせ下さい。

1	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第1回本会談(付: 日韓両代表挨拶)
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
2	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第2回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
3	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第3回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
4	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第4回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
5	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第5回本会談(付: 会合記録追補)
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
6	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第6回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

7	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第7回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
8	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第8回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
9	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第9回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
10	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第10回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
11	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第11回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
12	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第12回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

13	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第13回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

14	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第14回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

15	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第15回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

16	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第16回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

17	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第17回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

18	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第18回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

19	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第19回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

20	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第20回本会談 (付: ペーパー1. 日本側の考え方 2. 韓国側の考え方)
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

21	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第21回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

22	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第22回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

23	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第23回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

24	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第24回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

25	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第25回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

26	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第26回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

27	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第27回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

28	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第28回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

29	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第29回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

30	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第30回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

31	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第31回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
32	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第32回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
33	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第33回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
34	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第34回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
35	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第35回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
36	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第36回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

37	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第37回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
38	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第38回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
39	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第39回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
40	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第40回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
41	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第41回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
42	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第42回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

43	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第43回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
44	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第44回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
45	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第45回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
46	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第46回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
47	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第47回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
48	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第48回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

49	行政文書の名称等: 局長・代表会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
50	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第49回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
51	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第50回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
52	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第51回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
53	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第52回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
54	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第53回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

55	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第54回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
56	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第55回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
57	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第56回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
58	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第57回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
59	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第58回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
60	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第59回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。

61	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第60回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
62	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第61回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
63	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第62回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
64	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第63回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
65	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第64回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。
66	行政文書の名称等: 日韓予備交渉第65回本会談
	決定区分: 不開示
	決定に係る該当条項: 5条3号
	決定理由: 当該情報は、公開を前提としない両国のやりとりに関する情報であり、公にすることにより、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがある。